

意見公募要領

1 意見公募の対象

- 「AI 事業者ガイドライン案」本編(別紙1)
- 「AI 事業者ガイドライン案」別添(別紙2)

2 意見公募の趣旨・目的・背景

AI 戦略会議(座長:松尾豊 東京大学大学院工学研究科教授)でとりまとめられた「AI に関する暫定的な論点整理」(令和5年5月26日(金))において、生成 AI の普及を踏まえ、既存のガイドラインに関して必要な改訂などを検討する必要性が示されたことから、総務省及び経済産業省では、既存のガイドライン(注)を統合・アップデートし、広範な AI 事業者向けの統一的で分かりやすいガイドラインの検討を進めてきました。

両省において、それぞれ「AI ネットワーク社会推進会議」(議長:須藤修 中央大学国際情報学部教授)、「AI 事業者ガイドライン検討会」(座長:渡部俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授)を開催し、両会議での検討を踏まえ「AI 事業者ガイドライン案」をとりまとめましたので、本案について意見募集を行うものです。

(注)既存のガイドライン

総務省 AIネットワーク社会推進会議(議長:須藤修 中央大学国際情報学部教授)

- ① 「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」平成29年7月28日(金)
- ② 「AI利活用ガイドライン～AI利活用のためのプラクティカルリファレンス～」令和元年8月9日(金)

経済産業省 AI原則の実践の在り方に関する検討会(座長:渡部俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授)

- ③ 「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン Ver.1.1」令和4年1月28日(金)

3 提出様式

電子政府の総合窓口(e-Gov)における当該の「意見提出フォーム」に御意見等を日本語で入力し、提出してください。

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※郵送やFAX等による意見書の提出をご希望される場合は、担当までお問い合わせください

※添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合についても上記同様、担当までお問い合わせください。

4 提出期間

令和6年1月20日(土)から同年2月19日(月)まで(必着)。

(郵送についても、締切日に必着とします。)

5 資料入手方法

電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄、総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び経済産業省ホームページ(<https://www.meti.go.jp>)のニュースリリース欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

6 留意事項

- 本意見公募で提出された意見等につきましては、今後の部会における議論の参考とさせていただきます。
- 提出されるご意見は、1件につき理由を含め 400 文字以内で記載してください。
- ご意見には、該当箇所(資料名、章、ページ番号、該当する記載)を記載してください。
(記載例)「AI 事業者ガイドライン案」本編/第 2 部/P10/1 行目」
- 複数の意見等を提出する際は、提出フォーマットをそれぞれの意見等ごとに分けて記載してください。
- 御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合の連絡のために利用することがあります。
- 提出された意見等とともに、意見提出者名(法人等にあつてはその名称及び代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。法人等にあつてその名称及び代表者名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- 意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出期間の終了後に提出されたもの・募集内容に関係のないものについては、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見等を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

総務省 情報流通行政局 参事官

担当:小倉補佐、末吉主査、手塚官

電話 :03-5253-5481

E-mail :AI-Network-Society_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

担当:飯野調整官、酒匂係長、近藤係長

電話:03-3501-0397

E-mail : bzl-johokeizai-grmt_atmark_meti.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

「AI事業者ガイドライン案」に対する意見書

意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局

参事官 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「AI事業者ガイドライン案」に対する意見書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること

別紙様式

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
例) 「AI事業者ガイドラ イン案」本編	例) 第2部	例) P10	例) 1行目 「~~~~」	左記を例にご記載お願いい たします。